

豊中市大規模小売店舗立地法手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の手続に関し、必要な事項について定めることにより法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱は、一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える豊中市内の小売店舗について適用するものとする。

(用語)

第3条 この要綱において使用する用語は、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）及び大規模店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示16号。以下「指針」という。）において使用する用語の例による。

(事前相談)

第4条 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとする場合、出店（変更）計画概要書（様式第1）を届出に先立ち、豊中市都市活力部産業振興課（以下「産業振興課」という。）に17部提出するものとし、産業振興課は別表1に掲げる市の関係する部局及び関係する行政機関に指針に基づく事項について協議を行うよう求めるものとする。

2 前項に基づく事前協議の内容は、事前協議議事録（様式第2）により協議事項、協議過程、結果等を協議ごとに作成し、産業振興課に提出するものとする。

3 設置者は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）のための出店予定地敷地の開発行為等及び店舗の建築行為等の手続きは、関係する法令及び条例等に基づき行うこと。

(届出)

第5条 設置者は、前条に掲げる届出にあたっては、指針で定められた事項を踏まえるものとする。

2 届出書の提出と合わせて届出書の内容を要約した届出要約書を産業振興課に25部を提出するものとする。

3 前項の規定による届出の様式については、規則で定めるもののほか別に定める。

(提出先等)

第6条 届出書の提出先は、産業振興課とし、提出部数は、別表2のとおりとする。ただ

し、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地（以下「出店地」という。）の敷地境界から 1 km の範囲内に、豊中市以外の府内の市又は大阪府以外の府県が含まれる場合は、該当する市又は府県の数ごとに副本を 1 部追加するものとする。

（届出事項の概要等の公告）

第 7 条 法第 5 条第 3 項（法第 6 条第 3 項、法第 8 条第 8 項及び法第 9 条第 5 項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び法第 6 条第 6 項の規定による公告は、市の公告場に掲載することにより行うものとする。

（届出書等の縦覧）

第 8 条 法第 5 条第 3 項の規定による縦覧は、産業振興課において行う。

2 前項の規定による縦覧は、法に定めのある期間のほか、届出に係る本要綱による手続が完了するまでの間、縦覧に供する。

（軽微な変更）

第 9 条 法第 6 条第 4 項ただし書きに規定する軽微な変更（以下「軽微変更」という。）として法第 6 条第 2 項の規定による届出をしようとする者は、事前に軽微変更適用申請書（様式第 3）を当該届出が軽微変更であることを証する資料を添付のうえ市長に提出するものとする。

（説明会の開催等）

第 10 条 法第 7 条第 1 項の規定による説明会を開催する者（以下「説明会開催者」という。）は、説明会に参加する者の利便性を考慮して、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日または、それ以外の日の夜間に、相当な人数を収容できる施設において、説明会を開催するものとする。

2 説明会開催者は、説明会の開催を計画したときには説明会の開催の日の 14 日前までに、説明会開催計画書（様式第 4）を産業振興課に提出するものとする。

3 法第 7 条第 2 項の規定による公告は、店舗の敷地内の見やすい場所に、表示（様式第 5）を掲げるとともに、店舗の敷地境界から、原則として 1 km の範囲の地域を対象として、時事に関する事項を掲載するその地域の主要な日刊新聞紙（以下「主要な日刊新聞紙」という。）へのチラシの折り込みによるか、主要な日刊新聞紙への掲載又は市が適切と認める方法により行うものとする。

4 説明会開催者は、説明会の資料として、参加者に対して第 5 条第 2 項の届出要約書、その他の書類を配布し、十分な理解が得られるように努めるものとする。

5 説明会開催者は、説明会の開催後 7 日以内に、説明会実施状況報告書（様式第 6）を産業振興課に提出するものとする。

（説明会を掲示により行う場合）

第 11 条 法第 6 条第 2 項又は法附則第 5 条第 1 項の規定による届出をするものは、説明会の開催を掲示に代える申請書（様式第 7）を提出するものとする。

- 2 規則第11条第2項の規定による掲示及びインターネットでの周知は、説明会を掲示により行う場合の掲示（様式第8）によるものとし、公告の日から4月間、店舗敷地内の見やすい場所において行うとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

（説明会を開催することができない場合）

第12条 説明会開催者は、説明会を開催することができない場合であって、規則第13条第1項に規定する事由に該当すると市が認めた場合は、経過報告書（様式第9）を産業振興課に提出するものとする。

（市の意見）

第13条 法第8条第4項の規定による意見を有しない旨の通知は、書面により行うものとする。

2 法第8条第6項の規定による公告は、第7条の規定を準用する。

3 法第8条第6項の規定による縦覧は、第8条の規定を準用する。

4 第1項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用するものとする。

（変更しない旨の通知）

第14条 法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、法第8条第4項の規定により市が意見を述べた場合にあつて、届出事項を変更しない場合は、変更しない旨の通知書（様式第10）を産業振興課に25部提出するものとする。

2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で4月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用する。

（市の勧告）

第15条 法第9条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定による公告は、第7条の規定を準用する。

3 第1項の勧告書は、公告の日から1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用するものとする。

（勧告しない旨の通知）

第16条 法第8条第4項の規定により意見を述べた場合であつて、法第9条第1項の規定による勧告を行わない場合は、勧告しない旨の通知を書面により行うものとする。

2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用する。

（公表）

第17条 法第9条第7項の規定による公表は、市の公告場その他の適切と認める方法に

より行うものとする。

2 公表を行った場合は、その旨を届出者に対し、書面により通知するものとする。

(報告の徴収)

第18条 法第14条の規定により報告を求められた者は、報告書(様式第11)を産業振興課に提出するものとする。

(取下げの申出等)

第19条 設置者が、届出書を取り下げる場合は、理由を記載した書面を産業振興課に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該届出が第7条の規定により公告され、当該届出書等が縦覧に供されている場合は、中止の申出があった旨を公告するものとし、公告については、第7条の規定を準用する。

(大規模小売店舗立地審議会)

第20条 次に掲げる事項を定める際には、豊中市大規模小売店舗立地審議会に諮問し意見を聴くものとする。

- 一 法第8条第4項の規定による意見
- 二 法第9条第1項の規定による勧告
- 三 前二号に掲げるもののほか、法、施行令、規則及び指針の運用に関する重要事項

(その他)

第21条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)6月30日から施行する。

別表 1

部局・機関	
都市活力部	産業振興課
都市基盤部	交通政策課
	基盤管理課
環境部	環境指導課
教育委員会事務局	学校教育課
	児童生徒課
大阪府警察本部	交通部 交通規制課

別表 2（第 5 条第 3 項）

関係条項	提出部数
法第 5 条第 1 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）
法第 5 条第 2 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）
法第 6 条第 1 項	5 部（正本 1 部、副本 4 部）
法第 6 条第 2 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）
法第 6 条第 5 項	5 部（正本 1 部、副本 4 部）
法第 8 条第 7 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）
法第 9 条第 4 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）
法第 1 1 条第 3 項	5 部（正本 1 部、副本 4 部）
法附則第 5 条第 1 項	2 5 部（正本 1 部、副本 2 4 部）